(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
四(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市坂下字上外四一二八の一、四一二八の一三、四一二八の一五一、四一二八の四四五、四一二八の四四六、四一二八の四四八、四一二八の四四九、字二股四二一一の一、四二一一の八三、四二一一の九五から四二一一の九七まで、四二一一の九九、四二一一の一五〇、四二一一の二一五から四二一一の二一七まで、茄子川字中垣外一六八八の一三、一六八八の三九、阿木字前沢七六三七の七二、福岡字二ツ森三〇九八の一、三〇九八の五、三〇九八の三七六、三〇九八の一一〇二
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市阿木字亀石六七五三の一（次の図に示す部分に限る。）、字布袋野六八三三の五一、落合字釜沢一三二五の一、一三二七の三、下野字岩須八〇四、恵那市岩村町字高松四八二の一、明智町字矢伏九八七の一、九八七の三、九八七の四一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字矢伏九八七の四一
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町四美字根越三二四八の一、三二四八の二一〇から三二四八の二一三まで、三二四八の二二八
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町山之口字深谷三二〇二、三二〇三、火打字鍋ケ洞七一三の一八から七一三の三一まで、小川字小沢七八三の六四、七八三の一〇〇、七八三の一〇七、字東又八五一の二、八五一の四、馬瀬名丸字小田洞一六一一、字熊ケ岩ス一六一二、馬瀬中切字大葛谷平二九六の二、門原字アルキケ谷一二二の四
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小田洞一六一一、字熊ケ岩ス一六一二
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡上松町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）